

議案第172号

静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び静岡市草薙駅前西自転車等駐車場」を「、静岡市草薙駅前西自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場」に改める。

第7条第1項中「及び静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場」を「、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場」に改める。

別表第1中

静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3番20号	を
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3番20号	に、
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場	静岡市清水区草薙北2番24号	
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原942番地の3	を
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原900番地の2	に

改める。

別表第2中

「

静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	午前5時30分から午後11時まで
-----------------	------------------

を
」

「

静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	午前5時30分から午後11時まで
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場	

に
」

改める。

別表第3の1中「、静岡市草薙駅前西自転車等駐車場」の次に「、静岡市草薙駅北口自転車等駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年3月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日以後の静岡市草薙駅北口自転車等駐車場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う駐車料金の徴収その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。